

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第197号

令和8年度から令和10年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センターの特別管理産業廃棄物(感染性医療廃棄物)の収集・運搬及び処分業務の委託に係る単価契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程(平成18年4月1日規程第30号。以下「契約事務取扱規程」という。)第4条の規定により公告する。

令和8年2月26日

地方独立行政法人大阪府立病院機構  
理事長 遠山 正彌

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名称

令和8年度から令和10年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センターの特別管理産業廃棄物(感染性医療廃棄物)の収集・運搬及び処分業務の委託に係る単価契約

#### (2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

#### (4) 履行場所

枚方市宮之阪三丁目16番21号  
大阪精神医療センターの指定する場所

### 2 入札に参加する者に必要な資格

#### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 契約事務取扱規程第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 収集運搬業務並びに処分業務それぞれの資格要件は以下のとおりとする。

#### ア 収集運搬業務

- ① 「積み込み場所」と「積み降ろし場所」の所在地を管轄する都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた優良認定業者若しくは、令和4年4月1日からこの公告の日までの間で地方独立行政法人大阪府立病院機構、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と特別管理産業廃棄物収集運搬業務委託契約を3年連続で締結している業者で、取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類に感染性産業廃棄物が含まれていること。
- ② 令和4年4月1日からこの公告の日までに病床数200床以上の医療機関において、特別管理産業廃棄物（感染性医療廃棄物）の収集・運搬に関する契約を2件以上締結し、そのすべてを誠実に履行した実績を有していること。なお、契約継続中であっても、既に1年以上の事業継続があるときは、実績があるものとみなす。
- ③ 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、車両規制適合車又は経過措置対象車の認定を受けていること。
- ④ 単独企業でなく収集運搬業務のみ行い、処分業務を行わない業務連携の場合は、「積替保管」の所在地を所管する都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から廃棄物処理法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた優良認定業者若しくは、令和4年4月1日からこの公告の日までの間で地方独立行政法人大阪府立病院機構、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と特別管理産業廃棄物収集運搬業務委託契約を3年連続で締結している業者で、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類（感染性産業廃棄物が含まれている）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さが特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証に明記されていること。

## イ 処分業務

- ① 処理施設が立地する所在地を管轄する都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から廃棄物処理法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者で優良認定業者若しくは、令和4年4月1日からこの公告の日までの間で地方独立行政法人大阪府立病院機構、国(公社及び公庫を含む。)、地方公共団体又は公共的団体と特別管理産業廃棄物処分業務委託契約を3年連続で締結しているもので、取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類に感染性産業廃棄物が含まれていること。
  - ② 令和4年4月1日からこの公告の日までに病床数200床以上の医療機関において、特別管理産業廃棄物(感染性医療廃棄物)の処分に関する契約を2件以上締結し、そのすべてを誠実に履行した実績を有していること。なお、契約継続中であっても、既に1年以上の事業継続があるときは、実績があるものとみなす。
  - ③ 中間処理施設において特別管理産業廃棄物の溶融若しくは焼却処理が可能であること。
- (7) 令和4年4月1日からこの公告の日までに、廃棄物処理法に基づく行政処分(改善命令、措置命令、事業停止、許可取消)及び各法令の不利益処分を受けていないこと。
- (8) 本件入札は単体企業による入札参加又は業務提携による2者での入札参加が可能である。  
単体企業による入札参加並びに業務提携による入札参加それぞれの資格要件は以下のとおりとする。
- ア 単体企業による入札参加の場合は以下の要件を全て満たすこと。
- ① 上記2(6)に掲げる要件を満たしている者であること。
  - ② 本件入札に業務を提携して参加する者(以下「業務提携者」という。)でないこと。
  - ③ 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「特別管理産業廃棄物(収集・運搬)(種目コード063)」及び「特別管理産業廃棄物(処分)(種目コード064)」に登録をされている者であること。  
なお、当該登録をされていない者で、本件入札に参加を希望する者は、2(10)により資格審査を申請することができる。
- イ 業務提携による入札参加の場合は、業務提携者は以下の要件を全て満たすこと。
- ① 上記2(6)に掲げる要件を満たしている者であること。  
ただし、1つの業務提携において、収集運搬業務を担当する者の数と処分業務を担当する者の数は、各1者とする。
  - ② それぞれ相互の業務提携が行われていること。
  - ③ 各構成員が本件の入札参加申請において、単体で入札参加する者でないこと及び他の業務提携者の構成員でないこと。
  - ④ 特別管理産業廃棄物の収集運搬業務を担当する者は、令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「特別管理産業廃棄物(収集・運搬)(種目コード063)」に、特別管理産業廃棄物の処分業務を担当する者は、「特別管理産業廃棄物(処分)(種目コード064)」に、それぞれ登録されている者であること。  
なお、当該登録をされていない者で、本件入札に参加を希望する者は、2(10)により資格審査を申請することができる。
- (9) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該

当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者。

ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(10) 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「特別管理産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード063）」、「特別管理産業廃棄物（処分）（種目コード064）」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望する者は、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

(TEL (06) 6944-6644)

大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ

イ 申請の方法

大阪府電子契約システム (<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>) において、必要な事項を入力し、添付資料を登録して送信する。

ウ 申請期限

令和8年3月3日（火）午後4時

エ その他

詳細は、イの大阪府電子契約システムの説明による。

### 3 入札参加資格審査

本件入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格審査申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、大阪精神医療センターの確認を受けなければならない。

(1) 申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付

ア 交付期間

令和8年2月26日（木）午前10時から同年3月5日（木）午後5時まで

イ 交付方法

大阪精神医療センターのホームページより交付する。

ホームページURL：<http://pmc.opho.jp/>

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、大阪精神医療センター事務局総務グループにて交付する。この場合の交付期間は上記アと同様とする。ただし、土曜日及び日曜日を除く、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 申請書類の提出期間及び提出場所

本件入札に参加を希望する者は、申請書類を期限までに提出しなければならない。

ア 提出期間

上記3(1)アと同様とする。ただし、持参による提出の場合は、土曜日及び日曜日を除く、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出場所

〒573-0022 枚方市宮之阪三丁目16番21号  
大阪精神医療センター 事務局総務グループ

ウ 提出方法

提出書類は、持参、郵便書留又は宅配便（受領確認がとれるものに限る）とし、電送による申請は認めない。

4 入札手続き等

(1) 入札の日時

令和8年3月19日（木）午前10時

(2) 入札（開札）場所

枚方市宮之阪三丁目16番21号  
大阪精神医療センター 本館棟2階 中会議室

(3) 入札方法

入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨

(2) 入札保証金

契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札の無効

期限までに申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪精神医療センターにより入札参加資格を有するものと認められた者であっても、入札時点において2に掲げる入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、有効に入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(5) 契約書の作成

契約書を作成する。

(6) 誓約書の提出の確認

大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(7) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

枚方市宮之阪三丁目16番21号

大阪精神医療センター事務局総務グループ

イ 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(8) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び問い合わせ先

〒573-0022 枚方市宮之阪三丁目16番21号

TEL 072 (847) 3261 (内線2334)

大阪精神医療センター 事務局総務グループ

(9) 詳細は、入札説明書及び仕様書による。